



お金の  
プロに  
訊く!

## 知っておきたい!すまいに関するお金のコラム

第6回

# 配偶者控除について ~働くママの収入と世帯手取りの関係~

先生!最近ニュースでやってた「配偶者控除」について教えてほしいのだ!



来年から、配偶者控除が廃止されるとニュースで報じられ、驚いたご家庭も多いはず。しかし法案は見送られ、とりあえずは存続されることになりました。(2016年12月現在)働き方や収入によって配偶者本人の手取りだけでなく、旦那

さんも含めて世帯の手取り合計は大きく変わってきます。今回は住宅購入を機会に、奥さんが働きに出ると決めた世帯の、奥さんの収入による実質手取りの合計の推移を、具体的な数字を挙げて考えてみましょう。

### Aさん家族の場合

- 夫(32歳)・・・会社員(年収390万円)
- 妻(32歳)・・・専業主婦(年収なし)
- 長女(7歳)・・・小学生
- 長男(5歳)・・・幼稚園

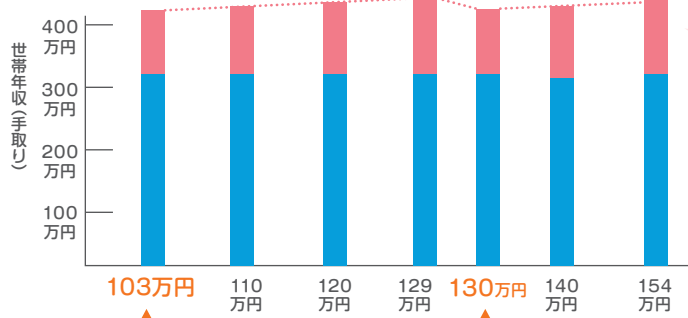


妻は、来年1年は幼稚園の時間だけでも、パートで働いて、二人とも小学生になったら、長時間働きたいと考えて職を探し始めている。

社会保険に加入するまでは、税金が多少かかってしまいますが、世帯としての総手取り額は妻の収入に応じて上がっていきます。

しかし、妻の収入が130万円以上となり社会保険に加入することになると、世帯の手取り合計は…

**約16万円  
減額**



妻の収入が129万円の上を回る世帯収入を得ようとする、154万円以上の年収にならない限りはなりません。

月々にすると

**12.8万円以上!**

妻の年収(手取り)  
夫の年収(手取り)

※一部条件を満たすと、106万円となるケースあり

グラフと数字だけを見ると、129万円未満に抑えて働くほうがいいと考えてしまいがちですが、社会保険に加入するメリットも当然あります。



## 社会保険に加入するメリット

- 病気やけがで長期休業したときに、傷病手当金として休業補償がある
  - 将来もらえる老齢年金が増加する
  - 障害年金の対象となる障害の範囲が広がる
  - 遺族年金が受給できる対象となる家族の範囲が広がる
- …など  
※具体的には加入期間など条件あり

国は女性にも男性と同じように活躍してほしいと願っています。そのために、いま縛りとなっている、「103万円の所得税の壁」や「130万円の社会保険の壁」を取り払いたいです。近い将来、その壁が無くなる、または額の変更となることが十分考えられます。

税制の改正にもしっかり対応できるように、まず現在の税制を理解して、制度や額の変更に惑わされない、将来を見据えた働き方を選択しましょう。

「お話を聞いたのは」



小野みゆき先生

### レディゴ社会保険労務士・FP事務所

〒520-0844 大津市国分一丁目43番2号 TEL&FAX.077-533-1786  
携帯…090-3926-0750 E-mail…redhigosrjp@gmail.com

●プロフィール掲載中!

年金・相続・家計などの個別相談を承っております。  
お気軽にご相談ください。(詳細は当事務所まで)

### 住宅を購入する際のお悩み・不安を大募集!

「月々のローン返済額はいくらまでが妥当?」「今の年齢だったら何年でローンを組んだらいい?」など住宅を購入する際のお金に関する疑問にアドバイス・お答えいたします。掲載は匿名にさせていただきますのでお気軽にご応募下さい。

■ 送り先はこちら

✉ info@shigasuma.jp

件名に「ShigaSumaお悩み相談」と明記していただき、本文に相談内容と住所・氏名・年齢・家族構成を記載の上、お送り下さい。